

平成 28 年度第 1 回佐久市スポーツ推進審議会 次第

日 時：平成 28 年 8 月 3 日（水）

午後 7 時 00 分から

場 所：佐久市総合体育館 会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 自己紹介

4 あいさつ

5 議 事

(1) 正副会長選出について

(2) スポーツ推進審議会について

(3) スポーツ推進計画について（諮問）

(4) その他

6 閉 会

○佐久市スポーツ推進審議会条例

平成17年4月1日条例第210号

改正

平成24年3月28日条例第16号

佐久市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、佐久市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ施設の設置及び整備並びに運営に関する事項
- (2) スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関する事項
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関する事項
- (4) スポーツ団体の育成に関する事項
- (5) スポーツによる事故の防止に関する事項
- (6) スポーツの技術水準の向上に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

佐久市スポーツ推進審議会名簿

任期：平成28年6月1日から平成30年5月31日

| 役職 | 氏名 | 所属団体等 |
|----|-----------------------|---------------------------|
| 委員 | あめみや 雨宮 いた 雷太 | 佐久医師会 |
| 委員 | しのはら 篠原 いちろう 一郎 | NPO法人もちづき総合型クラブ |
| 委員 | しみず 清水 ひろし 浩 | 佐久市体育協会 |
| 委員 | かしわぎ 柏木 よしお 喜雄 | 佐久市スポーツ推進委員会 |
| 委員 | おおつか 大塚 ひろみ 寛美 | 佐久市スポーツ推進委員会 |
| 委員 | おぎはら 荻原 あいこ 愛子 | 佐久市保健補導委員会 |
| 委員 | さわだ 澤田 きぬこ 絹子 | 学識経験者 (体育協会理事・元中学体育教諭) |
| 委員 | つきおか 月岡 としあき 俊明 | 小諸養護学校教頭 |
| 委員 | きうち 木内 よしはる 義春 | 公募 |

(委員10名以内)

事務局

| |
|--|
| 〒385-0051 佐久市中込2939番地 (佐久市総合体育館内) |
| 佐久市教育委員会 体育課 体育振興係 |
| TEL 0267-62-2020 FAX 0267-63-0480 MAIL taiiku@city.saku.nagano.jp |

佐久市教育大綱

平成28年3月

佐 久 市



1 策定の趣旨

現代社会は、グローバル化や高度情報化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化等の激しい変化が続いており、人口減少等、これまで体験したことがない問題に向き合う時代を迎えています。

これら大きく変化していく社会においては、その変化に柔軟に対応できる人づくりと、地域の将来を担う人づくり、人を支え育む地域づくりが重要となります。

このため、福祉や地域振興などの一般行政と教育行政が密接に連携し、教育関係施策の総合的な推進を図るため、佐久市総合教育会議での協議、調整を踏まえ、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）」を策定します。

2 大綱の位置付け

大綱は、平成27年4月1日に改正施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定されるもので、本市の教育行政の目標や施策の根本となる方針です。市の最上位計画である第一次佐久市総合計画における教育分野の基本構想の柱に即し、教育委員会が今後策定する佐久市教育振興基本計画の基礎となるものです。

また、第二次佐久市総合計画の策定を見据えたものとします。

第一次佐久市総合計画(H19年～H28年)

佐久市が目指す将来都市像

“叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市”

基本構想の柱(6本の柱の中の教育分野)

「たくましく心豊かな人材の育成と地域文化の保存・継承と発祥」

↑
佐久市教育大綱

佐久市教育
振興基本計画

参酌

国の第2期
教育振興基本計画

3 大綱の期間

平成28年度～33年度の6年間とします。ただし、必要に応じて佐久市総合教育会議での協議、調整を踏まえ見直しを行います。

4 基本理念・目指す姿

これまで体験したことがない問題に向き合う時代において、本市は、地域の強みや特徴を磨き上げることにより、それぞれの個性が光り輝く地域の「特徴ある発展」を目指しています。

この「特徴ある発展」を実現するのは一人ひとりの市民です。

市民が生涯にわたり主体的・創造的に学ぶことで、一人ひとりの市民の個性も光り輝きます。

本市では、生きる力を育む人づくりと、それを支えるまちづくりを推進するため、大綱の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

「生涯にわたり主体的・創造的に学び、

生きる力を育む人づくり、まちづくり」

基本理念の実現に向け、「目指す子ども像」、「目指す市民像」を次のとおり定めます。

目指す姿

目指す子ども像

「夢や希望をもって輝き、ともに生きる子ども」

目指す市民像

「生涯にわたって学び続け、互いに支え合い高め合う市民」

佐久市教育大綱

策定 平成28年3月9日
〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地
電話 0267-62-3067
佐久市企画部企画課

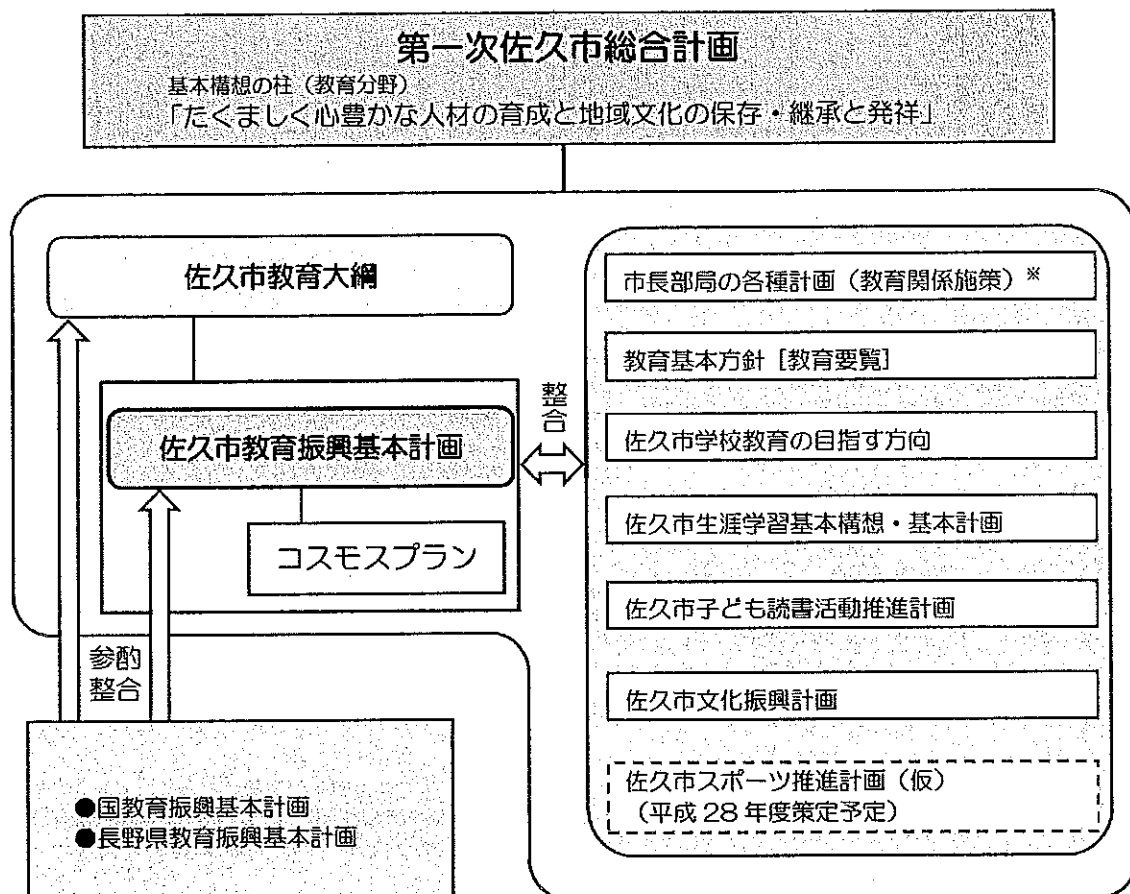
佐久市教育振興基本計画概要版

第 I 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国や長野県の教育振興基本計画を踏まえ、佐久市の教育施策を総合的、体系的に位置づけるために策定

2 計画の位置づけ



※以下の計画において教育施策に関わる部分

「佐久市環境基本計画」、「第二次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」、
 「佐久市健康づくり21計画」、「佐久市食育推進計画」、「世界最高健康都市構想」、
 「佐久市農・商・工連携地産地消推進プラン」、「佐久市子ども・子育て支援事業計画」、
 「第2次佐久市男女共同参画プラン」

3 計画の期間

平成28年度から平成33年度までの6カ年

第二次佐久市総合計画前期基本計画(平成29年度～33年度)の終期との整合を図っています。

第Ⅱ章 教育の現状

1 国・県の状況

2 佐久市の状況

(1) 学校教育の状況

ア 就学前教育の状況 イ 小中学校児童生徒数の推移 ウ 小中学生の学力の状況 エ 小中学生の体力の状況
オ 小中学生の心の育ちの状況 カ 学校教育施設の状況 キ 高等学校、高等教育の状況

(2) 社会教育の状況

ア 生涯学習の状況 イ 図書館の状況 ウ 青少年健全育成の状況 エ 公民館の状況
オ 文化芸術の状況 カ 文化財の状況 キ スポーツ活動の状況 ク 人権同和教育の状況

各項目における大まかな現状及び合併以降の児童生徒数の推移、文化施設の利用者数等のデータを掲載しています。

第Ⅲ章 佐久市教育の基本的な考え方について

基本理念（教育大綱における基本理念）

生涯にわたり主体的・創造的に学び、
生きる力を育む人づくり、まちづくり

【実践プラン】 「コスモスプラン ～読むこと・書くこと・行うこと～」

目指す方向と基本目標

1 学校教育

目指す子ども像

夢や希望をもって輝き、ともに生きる子ども

基本目標

- (1) 就学前教育の推進
- (2) 確かな学力を身に付けた子どもの育成
- (3) 認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成
- (4) 心身の健康づくりの推進
- (5) 多様な子どもの学習機会の保障
- (6) 国際感覚を身に付け、グローバル化社会に対応できる子どもの育成
- (7) 地域を知り、地域を愛する子どもの育成
- (8) 望ましい学習環境の整備

2 社会教育

目指す市民像

生涯にわたって学び続け、互いに支え合い高め合う市民

基本目標

- (1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供と学習環境の整備
- (2) 家庭・学校・地域・行政・関係団体等が一体となった青少年の健全育成・人材育成の推進
- (3) 地域公民館などの利用促進と生涯学習指導者の確保・育成
- (4) 文化・芸術・スポーツ活動の支援と振興
- (5) 人権尊重のまちづくりの推進

第Ⅳ章 基本計画

1 学校教育

(1) 就学前教育の推進

ア 幼児教育の充実 イ 家庭教育の充実

(2) 確かな学力を身に付けた子どもの育成

ア 学習指導の充実 イ 学習意欲の向上と学習習慣の確立 ウ 環境教育の推進

エ 進路指導とキャリア教育の推進 オ 小・中学校連携の推進 カ 高校教育、高等教育との連携

キ 家庭との連携

(3) 認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成

ア 人権教育の推進 イ 道徳教育の推進 ウ いじめ、不登校対策の推進

(4) 心身の健康づくりの推進

ア 健康対策の推進 イ 体力・運動能力の向上 ウ 学校給食と食育の推進

(5) 多様な子どもの学習機会の保障

ア 特別支援教育の推進 イ 就学援助等の推進

(6) 国際感覚を身に付け、グローバル化社会に対応できる子どもの育成

ア 英語教育と国際理解教育の推進 イ 情報教育の推進

(7) 地域を知り、地域を愛する子どもの育成

ア 郷土教育の推進 イ 地域と連携した教育の推進

(8) 望ましい学習環境の整備

ア 学校教育施設・環境の充実 イ 安全確保対策の推進

2 社会教育

(1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供と学習環境の整備

ア 生涯学習の推進 イ 図書館サービスの充実

(2) 家庭・学校・地域・行政・関係団体等が一体となった青少年の健全育成・人材育成の推進

ア 青少年の健全育成 イ 青少年の人材育成

(3) 地域公民館などの利用促進と生涯学習指導者の確保・育成

ア 公民館事業の充実 イ 公民館施設の整備 ウ 生涯学習リーダーバンクの活用

(4) 文化・芸術・スポーツ活動の支援と振興

ア 文化芸術活動の促進 イ 文化施設の運営・充実 ウ 文化財の保護・継承と活用

エ 生涯スポーツの促進 オ 東京オリンピック・パラリンピック開催に係る取組 カ 体育施設の運営・充実

(5) 人権尊重のまちづくりの推進

ア 人権尊重のまちづくりの推進

第Ⅴ章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理

①第Ⅲ章の基本目標に応じた

現状と課題及び今後の主な取り組み(施策)を記載しています。

※内容に応じ小項目を設定し細分化

②各基本目標に数値目標を設定しています。

※基本目標一覧(右ページ)のとおり

計画の推進のための関係機関等の連携や、PDCAサイクルの考え方を基本とした進行管理について記載しています。

数値目標一覧

| | 成果指標 | 実績値 (H26又は27) | 目標値 (H33) |
|----|--|--|---|
| 1 | 標準学力検査(教研式CRT検査)における平均正答率 ※学習到達度の目安 小学生 70% 中学生 65% ※「標準学力検査(教研式CRT)」(平成 27 年度市教委実施) | 小6 国語 69.2% 算数 63.5% 理科 76.2% 中3 国語 65.4% 数学 56.7% 理科 67.0% 英語 59.9% | 小学校 70%以上 中学校 65%以上 (全科目到達度の 目安以上) |
| 2 | 自宅で自ら計画的に勉強している小学生の割合 ※全国学力・学習状況調査の児童質問紙における、家で「自分で計画を立てて勉強しているか」の問いに、「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童(6年生対象) | 67.5% | 70% |
| 3 | 新任・転入教職員人権同和研修会における対象者の参加率 | 87.2% | 90% |
| 4 | 小中学校における不登校児童生徒の出現率 ※「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文科省実施) | 1.07% | 1%以下 |
| 5 | 2年連続で学校血液検査の結果が以下のいずれかに該当する児童生徒の割合 (健康相談事業対象の小学6年生及び中学生) ①LDL コレステロールが 130mg 以上 ②HbA1c5.9%以上 6.2%以下かつ、肥満度 30%以上 ※実績値の算出方法: 2年連続該当者数/2年目の①または②の該当者数×100 | 33.5% ※26、27年連 続対象者 | 27% |
| 6 | 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における、全国平均との比較 ※全国平均を 50 とした場合 ※比較項目は調査項目より 筋力…握力・上体起こし 敏捷性…50m 走・反復横跳び 柔軟性…長座体前屈 持久力…持久走・シャトルラン 筋パワー…立ち幅跳び・ボール投げ ※平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文科省実施) | 中 2 男子 筋力 50.9 敏捷性 49.2 柔軟性 50.7 持久力 48.9 筋パワー 51.6 中 2 女子 筋力 50.9 敏捷性 48.6 柔軟性 50.4 持久力 47.8 筋パワー 51.7 | 全項目 50 以上 (全項目で全 国平均以上) |
| 7 | 学校給食を楽しみと思う児童生徒の割合 ※「平成 25 年度児童生徒の食に関する実態調査」(県教委実施、3 年に 1 回) | 小学生 62.6% 中学生 43.4% | 小学生 75% 中学生 65% |
| 8 | 佐久市奨学金の貸与終了者で佐久市内に居住し、かつ、就業しており、免除対象となっている人数 (平成 29 年度以降の新規償還者) | (0 人) | 50 人 |
| 9 | 中学生における英語検定3級程度等英語力を有していると思われる生徒の割合 ※「平成 27 年度公立中学校・中等教育学校(前期課程)における英語教育実施状況調査」(文科省実施) | 29.9% | 40% |
| 10 | 保護者との約束を守って携帯電話やゲーム機を利用している中学生の割合(H27 年度実績) ※「電子メディア機器等に関するアンケート」(平成 27 年度市教委実施) | 46.4% | 80% |
| 11 | 信州型コミュニティスクールを設置し、学校からの支援要望に基づく支援活動が行われている | 8 校 | 24 校 |
| 12 | 校舎トイレの洋式化 ※現状で中学校はおおむね50%以上 | 洋式化率50% 以下の小学校 17 校中9校 | 洋式化率50% 以下の小学校 17 校中0校 |
| 13 | 市立図書館の入館者数 | 288,787 人 | 300,000 人 |
| 14 | 青少年育成活動件数 | 5,372 件 | 5,500 件 |
| 15 | 子ども交流等各種育成事業への参加延べ人数 | 2,182 人 | 2,300 人 |
| 16 | 公民館事業別延べ参加者数 | 27,557 人 | 30,000 人 |
| 17 | 文化振興基金運用益を活用して開催した自主事業の入場者数 | 5,860 人 | 7,000 人 |
| 18 | 貸館系施設の利用件数 | 11,100 件 | 13,000 件 |
| 19 | 観覧系施設の入館者数 | 35,467 人 | 40,000 人 |
| 20 | スポーツ教室の延べ参加者数 | 4,714 人 | 5,300 人 |
| 21 | 体育施設延べ利用者数 | 740,511 人 | 750,000 人 |
| 22 | 人権同和教育研修会・学習会の参加者数 | 11,462 人 | 11,600 人 |

佐久市教育振興基本計画



平成28年6月

佐久市教育委員会

佐久市スポーツ推進計画基本方針(案)

別、心身の状態等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備するとともに、国のスポーツ基本計画に沿った推進計画を定めることが必要となってきました。

そこで、スポーツ基本法の目指す方向性や国のスポーツ基本計画を踏まえ、スポーツ基本法第10条の規定に基づく「佐久市スポーツ推進計画（仮称）」として、本市の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定することとしました。

6 基本理念等

(1) 基本理念

生涯にわたり主体的、創造的に学び、生きる力を育む人づくり、まちづくり

(2) 目指すべき市民像

生涯にわたって学び続け、互いに支え合い高め合う市民

7 基本目標

(1) 子どものスポーツ機会の充実

青少年の体力を向上させるとともに、豊かな人間性を育み、次代を担う青少年の健全育成を推進します。また、成人期、高齢期等にわたる生涯を通じた運動習慣を形成するためにも、子どもの頃からスポーツ・運動を行い、運動習慣の基礎を身につけることが重要です。

(2) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

市民誰もが、それぞれの年齢や体力、適正、興味、目的等に応じて、スポーツに親しむことができる環境を整備し、生涯スポーツを推進します。また、市民のニーズに応じて、スポーツを「する」、「観る」、「支える」といった多様なスポーツ活動に参画する機会を確保する必要があります。

(3) 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

身近にスポーツ活動に参加できる環境を整備するとともに、スポーツを通じて地域住民の交流を促進します。佐久市体育協会、総合型地域スポーツクラブをはじめとした関係団体の支援・育成や地域のスポーツ指導者等の充実を図り、地域スポーツの振興を図る必要があります。

(4) 競技スポーツの振興

佐久市に在住やゆかりのある選手が世界や全国の舞台で活躍することは、多くの市民に夢や感動を与え、スポーツへの関心や意欲の向上を促します。関係団体と連携を図りながら、競技スポーツ活動が行いやすい環境と指導体制の整備を推進します。

(5) スポーツ施設の整備・充実

市民が継続して安全にスポーツに親しめるよう、スポーツ施設の適切な維持管

基本理念

生涯にわたり主体的・創造的に学び、
生きる力を育む人づくり、まちづくり

目指す
市民像

生涯にわたって学び続け、互いに支え合い高め合う市民

基本目標

子どものスポーツ機会の充実

ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

競技スポーツの振興

スポーツ施設の整備・充実

東京オリンピック・パラリンピック開催を通じたスポーツ振興

スポーツによる健康で賑わいのあるまちづくり



28佐体第98号
平成28年8月3日

佐久市スポーツ推進審議会
会長 雨宮 雷太 様

佐久市教育委員会
教育長 棚澤 晴樹



佐久市スポーツ推進計画の策定について（諮問）

スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力創造等、市民生活において多面にわたる役割を担うものです。

このことから、佐久市においても、年齢や性別、心身の状態等を問わず、広く市民が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるよう、佐久市のスポーツ施策を総合的に計画的に推進するために、佐久市スポーツ推進計画の策定を行いたいので、佐久市スポーツ推進審議会条例第2条の規定により諮問します。